

9 1 0 5 通関業務、関連業務の範囲

通関業者は、輸出入貨物に係る各種手続について、下記の業務を他人の依頼により行うことができます。

通関業務（通関業法第2条）

通関業法第2条第1号本文	具 体 例
イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。	
(1) 関税法その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認の申請からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続（関税の確定及び納付に関する手続を含む。以下「 <b>通関手続</b> 」という。）	「 <b>通関手続</b> 」
(一) 輸出（関税法第75条に規定する積戻しを含む。）又は輸入の申告	ア 輸出、積戻し又は輸入の申告から、それぞれの許可を得るまでの手続
(二) 関税法第7条の2第1項の承認の申請	イ 特例輸入者の承認の申請から、その承認を得るまでの手続
(三) 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込みの申告	ウ 船用品又は機用品の積込みの申告から、その承認を得るまでの手続
(四) 保税蔵置場、保税工場若しくは総合保税地域に外国貨物を置くこと、保税工場において外国貨物を関税法第56条第1項に規定する保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において同法第62条の8第1項第2号若しくは第3号に掲げる行為をすることの承認の申請又は保税展示場に入れる外国貨物に係る同法第62条の3第1項の申告	エ 保税蔵置場、保税工場若しくは総合保税地域に外国貨物を置くことの申請から、その承認を得るまでの手続 オ 保税工場又は総合保税地域において外国貨物を保税作業に使用することの申請から、承認を得るまでの手続 カ 総合保税地域において外国貨物を展示・使用することの申請から、その承認を得るまでの手続 キ 保税展示場に入れる外国貨物について、積卸、蔵置、内容の点検・改装、展示・使用等をするための申告から、その承認を得るまでの手続
(五) 関税法第67条の3第1項第1号の承認の申請	ク 特定輸出者の承認の申請から、その承認を得るまでの手続

通関業法第2条第1号本文

具 体 例

(参考) その他通関手続に含まれるもの

- ケ 前記ア～クの輸出入申告等以外の手続（例えば、各種の関税の減免税関係手続、指定地外貨物検査許可申請、開庁時間外の執務を求める届出等）であっても、輸出入申告等と関連して、輸出入申告等からそれぞれの許可又は承認を得るまでの間に行われるものは通関手続に含まれます。
- コ 輸入の許可後に行われる関税の確定及び納付に関する手続（例えば、輸入許可後の修正申告、更正の請求、特例申告等）は通関手続に含まれます。
- サ 前記ア～クの輸出入申告等の許可又は承認の内容に変更を及ぼすこととなる手続（例えば、輸出許可後の船名、数量変更申請手続）も通関手続に含まれます。
- シ 輸入の許可前引取承認申請手続は、輸入申告から許可を得るまでの手続ですので、通関手続に含まれます。

等

(2) 関税法その他関税に関する法令によってされた処分につき、行政不服審査法又は関税法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣に対してする不服申立て

「不服申立ての代理」

- ア 税関長に対する再調査の請求
- イ 財務大臣に対する審査請求

(3) 通関手続、(2)の不服申立て又は関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税関官署の調査、検査若しくは処分につき、税関官署に対してする主張又は陳述

「税関に対する主張又は陳述の代行」

- ・検査の立会いにおける主張又は陳述 等

ロ 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は財務大臣に対して提出する通関手続又はイの(2)の不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「通関書類」という。）を作成すること。

「通関書類の作成」

- ・輸出申告書
- ・輸入（納税）申告書
- ・再調査の請求書
- ・審査請求書 等
- ・これらに準ずる書類
  - ・更正請求書
  - ・納付書
  - ・過誤納金充当申立書
  - ・反論書 等

関連業務（通関業法第7条）

通関業法第7条本文	具体例
<p>通関業者は、通関業務のほか、その関連業務として、通関業者の名称を用いて、他人の依頼に応じ、通関業務に先行し、後続し、その他当該業務に関連する業務を行なうことができる。</p> <p>ただし、他の法律においてその業務を行なうことが制限されている事項については、この限りでない。</p>	<p><b>「通関業務に先行する関連業務」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前教示照会手続</li> <li>・ 輸出入申告等の前にされる開庁時間外の執務を求める届出</li> <li>・ 外国貨物仮陸揚届出手続</li> <li>・ 保税運送申告手続</li> <li>・ 見本の一時持出の許可申請手続</li> <li>・ 見本の展示の許可申請手続</li> <li>・ 内国消費税に関する納税申告手続</li> <li>・ 製造工場の承認申請手続</li> <li>・ 他所蔵置許可申請手続</li> <li>・ 他法令の許可承認申請手続</li> <li>・ 本船扱い申請手続</li> <li>・ ふ中扱い申請手続</li> <li>・ 搬入前申告扱い申請手続</li> <li>・ ラベル貼り</li> <li>・ 内容点検</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p><b>「通関業務に後続する関連業務」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出入申告等の許可又は承認の後にされる開庁時間外の執務を求める届出</li> <li>・ 関税の払戻し又は還付の申請手続</li> <li>・ 内国貨物の運送申告</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>